

係るものを合算したものの三分の一の数値が○・四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定が適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年的人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(過疎地域の持続的発展のための対策の目標)

第四条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。

二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。

三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。

四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。

五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の推進等

を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

(国の責務)

国は、第一条の目的を達成するため、前各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(都道府県の責務)

都道府県は、第一条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(第二章 過疎地域持続的発展計画)

(過疎地域持続的発展方針)

都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るために、過疎地域持続的発展方針（以下この章において単に「持続的発展方針」という。）を定めることができる。

持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

二 過疎地域における情報化に関する事項

ハ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

二 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

ト 過疎地域における医療の確保に関する事項

チ 過疎地域における教育の振興に関する事項

リ 過疎地域における集落の整備に関する事項

事項

又 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

ヌ 地域文化の振興等に関する事項

ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

の推進に関する事項

三 市町村計画には、前項第四号ロに掲げる事項

に關し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水

産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振

興、観光の振興その他の産業の振興の促進に關する事項（以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。）を記載すること

ができる。

四 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）

二 産業振興促進区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事

業の内容に関する事項

（過疎地域持続的発展市町村計画）

都道府県は、速やかに、持続的発展方針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 都道府県は、持続的発展方針を定めたときは、これに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

6 過疎地域の市町村は、持続的発展方針が定められていない場合には、都道府県に対し、持続的発展方針を定めるよう要請することができ

る。

7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、持続的発展方針を定めたときは、これを公表するものとする。

（過疎地域持続的発展市町村計画）

都道府県は、当該市町村の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

（過疎地域持続的発展市町村計画）

過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

二 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

三 地域の持続的発展に関する目標

四 計画期間

二 地域の持続的発展のために実施すべき施策

一 地域の持続的発展の基本の方針に関する事項

（過疎地域持続的発展市町村計画）

チ 教育の振興に関する事項

リ 集落の整備に関する事項

ヌ 地域文化の振興等に関する事項

ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

の推進に関する事項

三 市町村計画には、前項第四号ロに掲げる事項

に關し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水

産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振

興、観光の振興その他の産業の振興の促進に關する事項（以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。）を記載すること

ができる。

四 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）

二 産業振興促進区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事

業の内容に関する事項

（過疎地域持続的発展市町村計画）

市町村計画には、前項第四号ロに掲げる事項

に關し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水

産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振

興、観光の振興その他の産業の振興の促進に關する事項（以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。）を記載すること

ができる。

五 市町村計画には、前各号に掲げるもののほか、地域の持続的整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

六 前各号に掲げるものとす

る。

7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、これを公表するものとする。

8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合は、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。
(過疎地域持続的発展都道府県計画)
第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができる。
2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一 過疎地域の持続的発展の基本の方針に関する事項
二 過疎地域の持続的発展に関する目標
三 計画期間
四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項
五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項
七 都道府県計画に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助について記載するよう努めるものとする。
八 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとする。
九 前条第九項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第九項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。
(関係行政機関の長の協力)
第十条 主務大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に關し必要がある場合は、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。
(調査)
第十一條 主務大臣は、過疎地域の持続的発展を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。
(過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置)
(国の負担又は補助の割合の特例等)
第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国

10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。
(過疎地域持続的発展都道府県計画)
第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができる。
2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一 過疎地域の持続的発展の基本の方針に関する事項
二 過疎地域の持続的発展に関する目標
三 計画期間
四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項
五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項
七 都道府県計画に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助について記載するよう努めるものとする。
八 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとする。
九 前条第九項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第九項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。
(関係行政機関の長の協力)
第十条 主務大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に關し必要がある場合は、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。
(調査)
第十一條 主務大臣は、過疎地域の持続的発展を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。
(過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置)
(国の負担又は補助の割合の特例等)
第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国

10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。
(過疎地域持続的発展都道府県計画)
第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができる。
2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一 過疎地域の持続的発展の基本の方針に関する事項
二 過疎地域の持続的発展に関する目標
三 計画期間
四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項
五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項
七 都道府県計画に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助について記載するよう努めるものとする。
八 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとする。
九 前条第九項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第九項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。
(関係行政機関の長の協力)
第十条 主務大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に關し必要がある場合は、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。
(調査)
第十一條 主務大臣は、過疎地域の持続的発展を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。
(過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置)
(国の負担又は補助の割合の特例等)
第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国

10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。
(過疎地域持続的発展都道府県計画)
第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができる。
2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一 過疎地域の持続的発展の基本の方針に関する事項
二 過疎地域の持続的発展に関する目標
三 計画期間
四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項
五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項
七 都道府県計画に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助について記載するよう努めるものとする。
八 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとする。
九 前条第九項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第九項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。
(関係行政機関の長の協力)
第十条 主務大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に關し必要がある場合は、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。
(調査)
第十一條 主務大臣は、過疎地域の持続的発展を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。
(過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置)
(国の負担又は補助の割合の特例等)
第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国

に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、過疎地域における医療の特殊事情に鑑み、過疎地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

8 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け）

第二十一条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

（沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け）

第二十二条 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとて過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

第二十三条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したもの）を店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をい。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設を行い、建物及びその附属設備にあつては改修（増

築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第二十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくはは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税にかかるものに限る。）のうち総務省令で定めたこれらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業及び水産業にあつては、これらに係る減収額による減収額）における減収額を同条の規定による期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めたこれらの措置による減収額について当該各年度の翌年（個人の行う畜産業及び水産業にあつては、これらに係る減収額による減収額）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第五章 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮

（移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保）

第二十五条 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、過疎地域の持続的発展に資するため、良好な雇用の創出の促進につ

展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわりなく、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うものとする。

第二十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

（農林水産業その他の産業の振興）

第二十七条 国及び地方公共団体は、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第二百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が当該市町村計画の産業振興促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

（観光の振興及び交流の促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、過疎地域に豊かな自然環境、過疎地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることに鑑み、過疎地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、過疎地域の持続的発展に資するため、過疎地域における観光の振興並びに過疎地域内の交流並びに過疎地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

（保育サービス等を受けるための住民負担の軽減）

第三十二条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、過疎地域内の交流及び過疎地域とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保について適切な配慮をするものとする。

（地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保）

第三十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、過疎地域内の交流及び過疎地域とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保について適切な配慮をするものとする。

第三十四条 国又は地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第二百六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）の定数の算定又は配置について適切な配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化等）

第三十五条 国及び地方公共団体は、過疎地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化等）

国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援について適切な配慮をするものとする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、過疎地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興について適切な配慮をするものとする。

5 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第三十五条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第三十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することがその経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図ること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用して再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分)

第三十七条 国及び地方公共団体は、過疎地域における自然環境の保全及び再生に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

第四十条

国は、国が行う規制の見直しに関する

第六章

第六章 雜則

とともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第四十一条 令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）。第三項及び附則において「旧過疎自立促進地域の市町村に係る特例」

第三十五条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化的振興について適切な配慮をするものとする。

促進法」という。)の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下この章及び附則において「旧過疎自立促進地域の市町村」といふ。)であつて、次の各号のいずれかに該当しつゝ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものと合算したものの

第三十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーの再生可能エネルギーの利用の推進（第三十六条）

三分の一の数値が〇・五一以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域

を利用することがその経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとす

は、第二条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得了人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得了数値が〇・一未満である市町村の区域に限る。

第三十七条 国及び地方公共団体は、過疎地域に
(自然環境の保全及び再生)

和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当

における自然環境の保全及び再生に資するための措置について適切な配慮をするものとする。
(農地法等による処分)

該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この項において「五十五年間人口減少率」という。）が〇・四以上であること。

の他の処分を求められたときは、当該地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

三　口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。五十五年間人口減少率が〇・三以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳

二 既過疎自立促進地域の市町村のうち特定期間合併市町村であつて、財政力指数で平成二十九年から令和元年度までの各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域であつて、第三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域となして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この項において「特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率」という。）が〇・四以上であること。

二 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が〇・三以上であつて、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人団を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が〇・三以上であつて、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

第四十三名

余 この法律の規定（前条の規定を除

、令和二年の国勢調査の結果による人頭割別構成が公表された場合においては、その上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げては、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とえて、過疎地域の市町村以外の市町村についても適用する。

当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。第十七条第九項

1

少率が〇・三以上であつて、国勢調査の結果

による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

第一項第一號

少率が〇・三以上であつて、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一二以下であること。

第一項 第一號

<p>一　が 数値（当該数値に小数点以下二位 未満の端数があるときは、これを 切り捨てる。以下この項及び次条 の属する年度前三箇年度内</p>	<p>二十 令和二年 人口の年 齢別構 成が公表 された日 までの 三十 令和二年 の国勢調 査の結果 による 端数があ るときは、 これを四 捨五入す る。第十七 条第九項</p>
---	---

号二 第項一 第条二 第	○・一 一	○・二 一	○・三 一	○・四 一
年までに係る各年度の令和元年までの財政力指成率を算出する。各年度の令和元年までの財政力指成率を算出する。各年度の令和元年までの財政力指成率を算出する。	〇・一 一	〇・二 一	〇・三 一	〇・四 一

項二 第三条 第二		項一 第一条 第二	
分もるのの年算ものの年を度に各までに各を切り上げる。)	合算しるのの年を度に各までに各を切り上げる。)	合算しるのの年を度に各までに各を切り上げる。)	合算しるのの年を度に各までに各を切り上げる。)
○・一二	○・一一	○・三五	○・一二
基準若年者比率	基準高齢者比率	基準四十年間人口減少率	基準四十年間人口減少率
基準二十五年間人口減少率	○五を控除して得た率	○五を控除して得た率	○五を控除して得た率
平均財政力指数が全ての町村に係る数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	平均財政力指数が全ての市に係る数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	平均財政力指数が全ての市に係る数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	平均財政力指数が全ての市に係る数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

号二第一項一第一条二第二		○数値	○数値
○数分もる合算ものののの三たを係る各年度に係る。)	○財政力指標	○・二三	○・二一
○四・五の二の二の三たを係る各年度に係る。)	○財政力指標	○・二三	第三号において「基準若年者比率」という。)

平成二十一年	平成二十二年	平成二十三年
七 年	調査年から起算して二十五年以前に おいて最近に国勢調査が行われた年	(市町村の廃置分合等があつた場合の特例)
四 十 四 条	令和三年四月一日から前条第一項の 規定により読み替えて適用する第二条の規定に よる公示の日の前日までの間に行われた廃置分 合又は境界変更により新たに設置され、又は境 界が変更された市町村については、同条第一項 並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用す る。この場合において、当該市町村が特定期間合 併市町村でないときは、同条第一項及び第二 項の適用については、当該市町村を特定期間合 併市町村とみなす。	第四十四条
二 二 条 第 一 項	第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項 の規定にかかわらず、前条第一項の規定により 読み替えて適用する第二条の規定による公示の 日から前条第二項の規定により読み替えて適用 する第二条の規定による公示の日の前日までの 間に行われた廃置分合又は境界変更により新た に設置され、又は境界が変更された市町村につ いては、前条第一項の規定により読み替えて適用 する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二 項の規定を適用する。この場合において、当 該市町村が特定期間合併市町村でないときは、 同条第一項及び第二項の適用については、当該 市町村を特定期間合併市町村とみなす。	第二条第一項
三 二 条 第 一 項	第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項 の規定にかかわらず、前条第二項の規定により 読み替えて適用する第二条の規定による公示の 日以後に行われた廃置分合又は境界変更により 新たに設置され、又は境界が変更された市町村 については、同項の規定により読み替えて適用 する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二 項の規定を適用する。この場合において、当該 市町村が特定期間合併市町村でないときは、同 条第一項及び第二項の適用については、当該市 町村を特定期間合併市町村とみなす。	第三条第一項
四 十 五 条	合併市町村(令和三年四月一日以後に市町村 の合併により設置され、又は他の市町村の区域 の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、 過疎地域の市町村を除く。以下この項及び附則 第八条において同じ。)のうち合併関係市町村 (市町村の合併によりその区域の全部又は一部 が合併市町村の区域の一部となつた市町村をい う。同条において同じ。)に過疎地域の市町村	第四十五条

(当該市町村の合併が行われた日の前日において第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第四十一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)又はこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域(第三条第一項又は第二項(これららの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む))の規定の適用を受けたる区域を除く)を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第二条 第十二条 (別表を含む。附
(国の負担等に関する規定の適用)

いて同じ。）、第十三条、第十六条第六項から第八項まで、第十七条第八項及び第九項、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第五項の規定は、令和三年度の予算に係る国負担又は補助（令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国）の負担又は補助を除く。）から適用し、令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国（負担又は補助及び令和二年度以前の年度の歳出予算に係る国）の負担又は補助で令和三年度以降の年度に繰り越されたものについては、附則第四条第一項及び第二項に定めるものほか、なお従前の例による。

4

農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をしてきた場合又は旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは同日において同項の規定により過疎地域とみなされる区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定についての規定は、旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

云ふ事は、有りて該に以ては地域に亘るに、

第六条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであつて、第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。
前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。
前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

第

（特定市町村等に対するこの法律の準用）

五条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地帯から令和八年度までのものであつて、第三条（第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による場合を除く。）の規定による場合を除く。）、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税、農林水産業等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税、農林水産業等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した場合又は旧過疎自立促進地域の市町村の区域における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合は、旧過疎自立促進法第三十二条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

（特定市町村等に対するこの法律の準用）

五条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地帯から令和八年度までのものであつて、第三条（第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による場合を除く。）、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税、農林水産業等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税、農林水産業等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税、農林水産業等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した場合又は旧過疎自立促進地域の市町村の区域における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合は、旧過疎自立促進法第三十二条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

のよう半十焼半百第一峰の通り法界に法一十有四て故に以は地域し貢に、

第六条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎区域のうちのものであつて、第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

第七条 令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定の適用を受けたいた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであつて、同項の規定に基づく過疎地域であった区域について第三条又は第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けたる区域以外の区域を含むものについては、旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定に基づく過疎地域であった区域のうち第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

二 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十一年度から令和元年度までの各年度に係るものを作算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

三 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

10 of 10

六

第六条 地域の市町村以外のものであつて、第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

第七条 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものと合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

第八条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日までの各年度に係るものと合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

第九条 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

Page 1

(特定市町村等に対するこの法律の準用)
平成二年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第四十二条第二号の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第二十三条に規定する資金に係るものについては、旧過疎自立促進法附則第十五条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。
五条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであつて、第三条(第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第七条において同じ。)の規定の適用を受ける区域を含まないもの(以下「特定市町村」という。)については、令和三年度から令和八年度までの間(特定市町村のうち令和九年度までの間)に限り、政令で定めるところにより、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定が適用される。

未第 6

第六条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであつて、第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域を特定する。
第七条 令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定の適用を受けた市町村に係る財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものと合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。
前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものと合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。
前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。
第八条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条からこの条までの規定のいづれかの規定の適用を受けていた市町村を含む）の規定を適用する。
前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行

3 地方公共団体が、旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは令和三年三月三十一日において

附則抄

1

和十年度) 以降必要となる経過措置は、政令で定める。

た区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

合併市町村のうち合併関係市町村に特別指定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条第二項、前条第二項又はこの項の規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特別指定市町村の区域であつた区域を特別指定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（处分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の規定により相当の国（機関）がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国（機関）がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国（機関）に対してその手続がされて、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月二二日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日より遅い日から施行する。

一 略
二 附則第十一条の規定
（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号））

別表（第十二条関係）

事業の区分

施設防消器具及び設備の購入又は設置	消防施設強化促進法（昭和二十九年法律第八十七号）第三条に五分の二）までは、三つては、三	消防施設強化促進法（昭和二十九年法律第八十七号）第三条に五分の二）までは、三つては、三	消防施設強化促進法（昭和二十九年法律第八十七号）第三条に五分の二）までは、三つては、三
規定期定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎庫負担等に関する法律第二条に五十分の五・五	規定期定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎庫負担等に関する法律第二条に五十分の五・五	規定期定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎庫負担等に関する法律第二条に五十分の五・五	規定期定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎庫負担等に関する法律第二条に五十分の五・五